

廃 第 1 3 7 号

令和6年4月26日

一般社団法人千葉県産業資源循環協会会長 様

千葉県環境生活部長

(公印省略)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出について (依頼)

廃棄物行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定により産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付者は、毎年6月30日までに、前年度の交付等の状況に関して、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書（様式第3号）」を作成し、千葉県知事へ提出することが義務づけられているところです。

ついては、今年度のリーフレット（別添）を作成しましたので、貴下会員へ配布するとともに、排出事業者への周知をお願いします。

なお、今年度は6月30日が休日に当たるため、その翌日をもって期限とします。

併せて、情報及び様式ダウンロードファイルを掲載したウェブページのアドレスを下記に記載しましたので、周知をお願いします。

記

1 ウェブページのページタイトル及びアドレス

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）】産業廃棄物管理票の交付等の状況の報告（マニフェスト報告）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/tetsuzuki/haisouhou/manifest101.html>

2 その他

リーフレットは下記アドレスのページからPDF形式でダウンロードできます。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/haishutsu/manifest-houkoku.html>

問い合わせ先

廃棄物指導課指導企画班

電話：043-223-2757 ファクス：043-221-5789